

行田みらい塾成果発表会 「行田みらいフォーラム 2019」を開催します

行田みらい塾は、日本遺産を活用した観光施策や地域ビジネス創出など、地域の活性化を担う人材育成を目的として、昨年7月に第1期がスタートしました。この第1期生らによる成果発表会「行田みらいフォーラム2019」を開催します。

- ▶日時 3月10日(日)午後1時
- ▶場所 商工センターホール
- ▶内容 塾生がこれまで学んだことを生かして、グループに分かれ行田の活性化をテーマに発表する他、丁野朗さん(東洋大学大学院客員教授)をお招きし、塾生の代表らと行田の未来について語り合います。
- ▶問い合わせ 行田市日本遺産推進協議会(企画政策課内・内線311)

市民活動団体による 助成金活用成果の 合同発表会を開催します

市民のやる気を応援する助成金をご存じですか。市民活動を始めるきっかけとして、活用できる助成金のノウハウを教えます。また、相互の情報交換のため、市民活動団体との交流会も予定しています。

- ▶日時 2月15日(金)午後2時～4時30分
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろギャラリー
- ▶定員 30人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶主催 市民活動サポートセンター
- ▶申し込み・問い合わせ 直接または電話で同センター(コミュニティセンターみずしろ内) ☎598-8616 ※月・火・木～土曜日の午前9時～午後5時(コミュニティセンターみずしろの休館日を除く)



▼問い合わせ
人権推進課人権同和対策担当(内線221)



永野 修之 氏

**永野修之氏が人権擁護委員に
委嘱されました**

私たちの基本的な人権の擁護や自由人権思想の普及などのために活動している人権擁護委員の永野修之氏(谷郷)は、12月31日をもって任期満了となりましたが、引き続き人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員の任期は3年で、1月1日付で法務大臣から委嘱を受けました。

市民活動サポートセンター 4月からの臨時職員を募集します

市民活動サポートセンターでは、市民活動団体の活動支援や、市民活動に関する情報発信などを行っています。市民活動に興味のある方、市民活動を既にしている、またはこれから始めようと思っている方など、一緒に市を盛り上げていただける方を募集します。

- ▶勤務時間 午前9時～午後1時または午後1時～5時(交代制)、月・火・木～土曜日の週5日
- ▶勤務場所 市民活動サポートセンター(コミュニティセンターみずしろ内)
- ▶業務内容
 - ・市民活動に関する情報の集約、発信、相談業務など
 - ・市民活動に関する講演会やイベントの企画、開催など(パソコン作業あり)
- ▶募集人数 若干名
- ▶時給 930円
- ▶選考方法 書類選考の上、面接を行います。
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、3月8日(金)までに地域づくり支援課に持参してください。
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

コミュニティセンターみずしろの ロッカー使用申し込みを受け付けます

- ▶使用期間 4月1日(月)から1年間
- ▶使用可能団体 コミュニティセンターみずしろを月1回以上利用している団体(代表者が市内在住であること)
- ▶貸出回数 30台(1団体につき1台まで)
- ▶使用料 無料
- ▶その他 申し込みが貸出回数を上回った場合は、公開抽選により使用団体を決定します(抽選の場合は別途、連絡します)。
- ▶申し込み 2月18日(月)～28日(木)の午前9時～午後5時に直接または電話で団体名、代表者氏名・住所・電話番号を地域づくり支援課にお伝えください(土・日曜日を除く)。
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

4月7日(日)県議会議員選挙、4月21日(日)市議会議員・市長選挙

4月に統一地方選挙が執行されます



立候補予定者説明会を3月2日に開催します

4月21日執行の行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙について、立候補を予定されている方を対象に説明会を開催します。

- ▶日時 3月2日(土)午前9時～正午
- ▶場所 市役所3階305会議室

※会議室の都合により、参加者は立候補予定者1人につき3人まで(立候補予定者を含む)とします。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次の事項に該当する方は、郵便などによる不在者投票を行うことができます。なお、この郵便等投票制度を利用するためには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。新たに申請される場合は、審査に日数がかかる場合がありますので、早めに申請してください。

身体障害者手帳をお持ちの方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級の方
- ・免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級の方
- ・両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事などが証明した方

戦傷病者手帳をお持ちの方

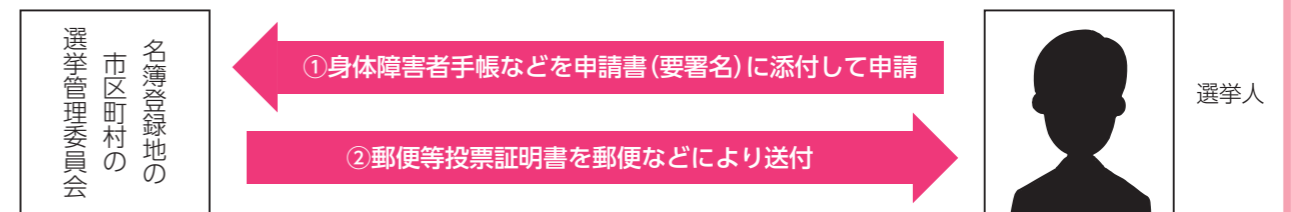
- ・両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の方
- ・両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事が証明した方

介護保険の被保険者証(要介護状態区分が要介護5)をお持ちの方

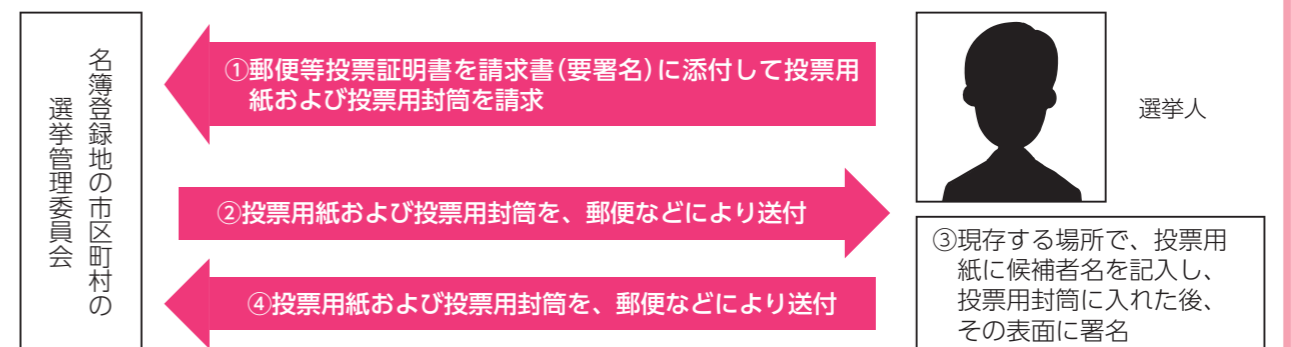
<申請から投票までの流れ>

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便などによる不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続き



郵便などによる不在者投票での代理記載制度もあります。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

- ▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)